

【資料2-2】

第3次千葉県青少年総合プラン 関連事業一覧 [144事業(再掲を除く)158事業(再掲を含む)]

事業 番号	施策番号				新 規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度		
											実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)	
1	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(1)		確かな学力の向上	ちばっ子「学力向上」総合プラン※	学力向上に資する26事業を「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」など5つの視点で整理し、事業を総合的に展開することにより学力向上を図る。	学習指導課	○	①「お兄さん、お姉さんと学ぼう」事業の推進(通年) ②千葉県学習サポーター派遣(5月～2月) ③学力向上交流会の開催(11月) ④学力向上推進会議の開催(7、11、2月) ⑤「千葉県教職員研修体系」に基づく研修事業の充実・推進(通年)	175,916				
2	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(2)		読書活動の推進	子どもの読書活動推進事業	平成27年3月に策定された「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」に基づき、乳幼児期からの読書活動を推進し、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備を進めるため、発達段階に応じた保護者向けリーフレットを作成・配布するとともに集い・研修会等を実施する。	生涯学習課	○	①子どもの読書活動啓発リーフレットを作成、0歳児及び小学校1年生の保護者に配布 ②公立図書館と学校の連携を図るための研修会開催(1回) ③千葉県子ども読書の集い開催(1回) ④読み聞かせボランティア入門講座(2回) ⑤特別支援学校訪問読書支援	1,029				
3	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(3)		体験活動の推進	青少年教育施設の運営	指定管理者により県立青少年教育施設(5施設)の管理運営を行い、多様な体験活動の機会を提供する。	生涯学習課	○	①県立青少年教育施設の管理運営委託(5施設) ②設備整備	509,525				
4	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(3)		体験活動の推進	通学合宿推進事業	主に小学校4年生から6年生くらいの子どもたちが、地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で食事の準備や洗濯・掃除など、日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うことで、子どもたちの自立心・社会性・自主性・協調性を伸ばすとともに、地域の教育力の向上が期待される通学合宿が県内で多く実施されるよう推進を図る。	生涯学習課	○	①通学合宿実施予定調査及び実態調査 ②ホームページにおける事例紹介やノウハウの紹介 ③通学合宿普及啓発リーフレットの配布	-				
5	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(3)		体験活動の推進	千葉フィールドミュージアム事業	郷土の自然や文化の魅力を再認識し、体験環境・魅力的な地域づくりを支援するため、山・川・海のフィールド(現場)の自然や文化そのものを資料と考え、学びの舞台とするフィールドミュージアム事業を県立博物館で実施する。	文化財課	○	①山のフィールドミュージアム事業を中央博物館、川のフィールドミュージアム事業を中央博物館大根分館と関宿城博物館、海のフィールドミュージアム事業を中央博物館分館海の博物館でそれぞれ実施する	6,178				
6	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(4)		環境学習の推進	こどもエコクラブの育成	子どもたちの環境保全の意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として、子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に環境保全活動や環境学習ができるように支援する。ニュースレターの発行、こども環境会議の開催などを行う。	循環型社会推進課	○	①ニュースレターの発行(1回) ②こども環境会議の開催(1回)	4,822の一部				
7	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(5)		消費者教育の推進	消費者教育啓発事業※	若者等の消費者被害防止のため、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力などを身に付ける消費者自立支援講座を実施する。また、高校生等若者向けの消費者教育テキストを作成・配布するとともに、教員に対して、若者の消費生活相談状況や消費者教育の必要性などを学ぶ研修会等を実施する。	くらし安全推進課	○	①消費者自立支援講座の開催(20講座) ②高校生等若者向けの消費者教育テキストの作成・配布 ③教員向け研修会の開催 ④消費者フォーラムの開催(1回)	7,575 (一部国庫等)				
8	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(6)	★	福祉教育の推進	福祉教育の推進	様々な体験活動(高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等)を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付け、自発的な地域活動やボランティア活動等を促す、福祉教育を推進する。	健康福祉指導課	○	①福祉教育推進指定校への補助金交付等の活動支援(65校程度) ②福祉教育推進連絡会議(4回)及び福祉教育研究大会(1回)の開催 ③福祉教育推進養成研修(5段階)の開催(修了者40名程)	6,804				
9	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(7)		文化芸術活動の推進	若者の文化芸術活動育成支援事業	40歳未満の若者による自由で創造的なアマチュアの文化活動を支援することにより、子どもや若者の豊かな人間性や創造性をはぐくむとともに、次代を担う若者等による新たな文化創造の機運を高める。	県民生活・文化課	○	①補助金交付(1団体につき20万円以内) ②事業の募集ならびに県ホームページにおける採択事業の広報	1,200				
10	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(7)	★	文化芸術活動の推進	オリンピック・パラリンピック文化プログラムを契機とした千葉の文化力向上事業	東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、子ども・若者をはじめとしてあらゆる人々が観客としてだけでなく、文化の担い手として参加・交流できる機会を創出するため、文化プログラム関連イベント等を実施する。	県民生活・文化課	○	①「千葉・県民音楽祭」の開催 ・東京オリンピック・パラリンピックのカウントダウンイベントと連携して、プロの音楽家と一般公募の県民による参加型コンサートを実施 ②「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」の選定及び選定された『ちば文化資産』を活用した「ちばアート祭」開催準備 ・千葉県の文化的魅力を特徴づけるモノ・コトを平成30年夏頃までに選定	23,992				

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度	
											実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
11	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(8)	道徳教育の推進	道徳教育推進プロジェクト事業※	「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付するとともに、道徳の教科化を受け、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳教育の推進を図る。	学習指導課		①指導用映像資料の作成 ②道徳教育推進教師を対象とした研修の実施(中学校・高等学校) ③心の教育推進キャンペーンの実施 ④道徳教育懇談会の開催 ⑤道徳教育推進校の設置、公開授業研究会の開催 ⑥情報モラル教育研修会への講師派遣事業の実施(予算は学習指導課だが実施は児童生徒課)	32,502				
12	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(9)	人権教育の推進	人権教育推進事業	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。	児童生徒課	○	①学校人権教育研究協議会の開催 ・全体協議会(1回) ・地区別協議会(5地区6カ所) ・高等学校協議会(1回) ・推進校協議会(5回) ・担当指導主事協議会(6回) ②学校人権教育指導資料の作成(45,000部) ③千葉県教育委員会研究指定校として県立成東高等学校を指定	800				
13	I	1	①	社会を生き抜く力の育成	(10)	男女共同参画の推進	男女共同参画センター「男女共同参画講座等」の開催	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画への理解を深めるため、県民を対象に各種講座等を開催する。	男女共同参画課		①男女共同参画講座開催(4講座) ・男女共同参画シンポジウム ・関係機関との連携による専門講座(2講座) 大学等との連携講座 地域団体等との連携講座 ・女性リーダー養成講座	1,209				
14	I	1	②	健康と安心の確保	(1)	基本的な生活習慣の形成	ライフステージに応じた健康づくり推進事業	子育て世代を含めた壮年期を対象に、弁当や総菜等の中食を通じた健康づくりについて、地域関係者と連携した食育の取組を行う。	健康づくり支援課		①中食を通じた健康づくり提案方法検討会の開催(3回) ②地域関係者による普及啓発 ・スーパー等からの発信 ・市町村や大学等関係機関からの発信	474				
15	I	1	②	健康と安心の確保	(1)	基本的な生活習慣の形成	ちば食育活動促進事業	県民が各世代に必要な食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、「第3次千葉県食育推進計画」に基づき、関係課、市町村、団体、企業、食育ボランティア等と連携・協働し広報・啓発活動や体験活動による食育運動を実施する。	安全農業推進課	○	①県食育推進県民協議会の開催(1回) ②ちば食育ボランティア研修会の開催(2回) ③地域食育活動交換会の開催(10回) ④食育推進啓発資料の作成・配布(7種、8万部) ⑤千葉県食育推進大会の開催(1回) ⑥大学生を対象とした地産地消食育推進モデル事業の実施(2地区)	5,700				
16	I	1	②	健康と安心の確保	(1)	基本的な生活習慣の形成	いきいきちばっ子食育推進事業※	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食育ノートの活用や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。	学校安全保健課	○	①食に関する指導事業地区別研究協議会の開催(5地区) ②高等学校と連携した食育活動支援事業の実施(支援校2校、参加校5校) ③地域における食育指導推進事業の実施(5地区各4校) ・学校給食研究校の指定(1校) ④高等学校における食育の推進のためのリーフレット作成	2,200				
17	I	1	②	健康と安心の確保	(2)	体力向上	いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	児童生徒を対象に、各学校で体育や業間、昼休み等の時間に楽しく集団で協力し合いながら、長縄連続跳び、ボールバスラリー、連続馬跳び等の運動種目に取り組み、その記録を競ういきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」を実施する。記録のランキングをホームページに掲載し、運動に対する意欲を高めることで、運動の機会を増やし体力向上を図る。また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。	体育課	○	①いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」実施 ・記録のランキングをホームページに掲載し、運動に対する意欲を高めることで、運動の機会を増やし体力向上を図る ・各期(3期)及び年間の報告数の多かった学校を大賞として表彰し、申告のあった学校を協力校としてホームページに掲載	35				
18	I	1	②	健康と安心の確保	(2)	体力向上	千葉県競技力向上推進本部事業	計画的な選手の発掘・育成・強化や指導者の養成、スポーツ医・科学の活用などを行うとともに、国体で活躍した選手の能力を活用することや、千葉県国体会場市町等と連携した強化拠点作りなど国体で培われた土壌を活かしながら、地域スポーツ振興に資する。	体育課	○	①国体選手強化・サポート事業 ②ちばジュニア強化事業	200,000				
19	I	1	②	健康と安心の確保	(3)	心のケアのための相談体制の充実	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置に係る経費に対して支援する。	学事課		①スクールカウンセラーの配置に係る経費の支援(補助対象校数見込70校)	39,150 (1/2国庫)				

事業番号	施策番号			新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度	
										実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
20	I	1	②			スクールカウンセラー等配置事業 (いじめ防止対策等推進事業の一部)	各学校と教育事務所等にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	児童生徒課		①公立小学校150校(千葉市を除く)にスクールカウンセラーを配置 ②全公立中学校324校(千葉市を除く)にスクールカウンセラーを配置 ③県立高等学校80校にスクールカウンセラーを配置 ④拠点校として小・中・高等学校22校にスクールソーシャルワーカーを配置 ⑤児童生徒課、各教育事務所スクールカウンセラースーパーバイザーを配置	651,705 (1/3国庫)				
21	I	1	②			セクハラ実態調査の実施及びセクハラ相談窓口の周知	学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)に関する職員・生徒の実態を把握し、効果的にセクハラを防止し、より良い学校環境を構築するため、セクハラ実態調査を実施する。	教職員課		①全県立学校及び市町村立小学校・中学校全学年を対象にセクハラ実態調査実施(1回) ②各学校でセクハラ相談窓口の周知をはかる	-				
	I	1	②			○ 少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。	警)少年課		①少年センターを中心として非行防止・薬物乱用防止教室を開催 ②街頭補導活動の実施	366				
22	I	1	②			青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、青少年を対象とする講習会を学校等において開催する。	疾病対策課		①各保健所が学校等において講習会を実施(65回開催予定)	1300 (1/2国庫)				
23	I	1	②			「性に関する教育」普及推進事業	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。	学校安全保健課		①教職員を対象に性教育研修会を開催	525				
24	I	1	②			エイズ関連対策事業	学校教育におけるエイズ教育の推進と充実を図る事業を実施する。	学校安全保健課		①小学校高学年用エイズ教育用リーフレットを見直し、ホームページに公開					
25	I	1	②		★	妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや乳幼児期を中心とした子どもの成長にとっての子育ての大切さなど、子育てに関するさまざまな知識を提供するためのセミナーを県内の大学等において開催する。	子育て支援課		①県内大学等において外部講師を招いてセミナーを開催(10回予定)	454				
26	I	1	②			若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、「親しい間柄にある若者間の暴力」、いわゆる「デートDV」をテーマに若者のためのDV予防セミナーを実施する。	男女共同参画課		①参加希望の県内高等学校及び大学で「若者のためのDV予防セミナー」実施(50回)	1,250				
27	I	2	③			子ども・若者の社会参加の促進	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	生涯学習課		①高校生を対象に、様々な分野のボランティア学習と演習及び実践の実施 ②体験活動ボランティア講座(入門・実践・教育支援NPO・ボランティア等実践研究交流会)の実施 ③高校生以上の若者を対象に、県内の関係市町村やNPO団体等と連携し、地域の課題を解決する活動に自主的に取り組むことを通して、若者の社会参画を推進する講座及び小学生による活動体験を中心とした講座の実施 ④体験活動・ボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談	649				
28	I	2	③			子ども・若者の社会参加の促進	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	県民生活・文化課		①県ホームページでの情報提供	1,227				
29	I	2	③			子ども・若者の社会参加の促進	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	県民生活・文化課		①市町村及び市民活動団体に対し、ちば県民活動PR月間賛同行事の募集及びイベント等の支援					

事業 番号	施策番号				新規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度		
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
30	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(1)		東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	ボランティア活動への参加促進	県民生活・文化課	○	①地域活動やボランティア活動への理解と参加促進を狙いとした事業を企画提案による業務委託で実施	1,081					
31	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(1)	★	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	次世代ボランティア人材育成事業※	県民生活・文化課	○	①次世代を担うボランティア人材を効果的かつ持続的に育成する事業を企画提案による業務委託で実施	1,000					
32	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(1)	★	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進	オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業	教育政策課		①小中52校、高10校、特支3校 計65校の推進校でオリパラ教育を実践する ②セミナーを開催 ③報告会を開催 ④指導資料集の作成等	9,000					
33	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(1)	★	主権者教育の推進	主権者教育の推進	学習指導課		①全ての県立高等学校、特別支援学校からの教員が参加する「政治的教養を育む教育」基礎研修の実施 ②中堅教諭等資質向上研修において、「政治的教養を育む教育」に関する内容の研修を実施 ③各市町村選挙管理委員会が地区別に開催する選挙事務研究会に高等学校教員が参加し、情報交換、意見交換を行う	-					
34	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(3)		グローバル人材の育成	内閣府青年国際交流事業における参加青年の選考	県民生活・文化課		①参加青少年の選考・参加青年の募集、参加申込の受付及び第1次選考を行い内閣府に推薦	-					
35	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(3)		グローバル人材の育成	幕張アジアアカデミー事業	国際課	○	①アジア経済研究所と協力しながら、県内の公立及び私立の高等学校で実施 ②実施校の最寄駅が海浜幕張駅から路線距離50kmを超える場合の講師及び随行員の交通費等を負担	25					
36	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(3)		グローバル人材の育成	東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業	体育課	○	①海外遠征 ②国際大会の視察 ③国内遠征 ④強化合宿 ⑤選手・チームの招聘 ⑥競技用具の整備 ⑦外部指導者の活用 (対象年齢 オリンピック16歳～26歳、パラリンピック12歳以上)	100,000					
37-1	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(3)	★	グローバル人材の育成	グローバル人材プロジェクト事業※	教育政策課		①海外からの留学生等との交流会及び海外理解促進のための講演会の開催 ②グッドプラクティスの普及啓発 ③留学フェアの開催(1回)	2,370					
37-2	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(3)	★	グローバル人材の育成	グローバル人材プロジェクト事業※	学習指導課		①SGH(スーパーグローバルハイスクール)指定校として、県立高等学校3校を指定(継続指定) ②12～3月に各校が課題研究協議会を開催し、自校の取組の周知・啓発を行う ③民間教育事業者と連携し、外部講師を小学校に派遣して校内研修を実施し、小学校英語教科化に対応し得る教員の資質・能力の向上を図る ④外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業として、県内の大学と連携した小・中・高等学校教員対象の集中研修や、ALT及び中・高等学校英語科教員指導力向上研修の実施、また、中・高指導評価研究協議会を実施する ⑤高校生等海外留学助成事業で、高校生等が外国に留学する場合の経費の一部を助成することにより、留学を促進する	44,612					

事業 番号	施策番号				新規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度			
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画		当初予算 (千円)
38	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(4)		社会貢献活動等の推進	ライトブルー賞	郷土千葉県の新しい時代を担う青少年を育成するために、善意や親切心からよい行いをした青少年(団体)及び青少年を育成支援する活動において顕著な功績があった者(団体・企業を含む)を表彰し、その活動をたたえとともに、その気運を県内に広めていく。	県民生活・文化課	○	①候補者の選考(11月頃)及び表彰式の開催(2月頃) ②受賞者名簿の作成、配付(2,000部)	492					
39	I	2	③	子ども・若者の社会参加の促進	(4)	★	社会貢献活動等の推進	中学生の主張千葉県大会	中学生がいま感じている思いや未来への希望を発表する場としてS54年より毎年全国で開催されており、その千葉県大会として開催する。	県民生活・文化課		①千葉県大会の開催 ・作文募集(4月～7月) ・作品選考 1次・2次(8月) ・千葉県大会の開催(9/22) 県大会出場者12名を決定 ・全国大会出場者1名を推薦	1,649					
40	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	キャリア教育推進事業※	子供たちが、勤労観、職業観を身につけ、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献できるようキャリア教育を推進していく必要があるため、企業等と連携して子供たちを育てていく「キャリア教育推進事業」を実施する。	生涯学習課	○	①夢チャレンジ体験スクール事業の実施 ②「子ども参観日」キャンペーンの実施 ③キャリア教育保護者向けリーフレットの作成・配布	2,374					
41	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	教育改革推進事業(キャリア教育の推進)	発達段階に応じて、働くことの意味や楽しさがかかるキャリア教育を推進している私立小中高等学校に対して支援する。	学事課		①補助対象校数見込 1校	300 (1/2国庫)					
42	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	ワークルール講座事業	若者が自分に合った企業等に安心して働き続けるためには、実際の就労に役立つ労働法等の基礎知識を身につけることが大変重要であるため、若者(高校生等)を対象に働く際のルール(ワークルール)を学ぶ機会を提供する。	雇用労働課	○	①労働法令の専門家(社会保険労務士等)を高校等に派遣し、ワークルール講座を開催(10校程度)	180					
43	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業※	青少年一人一人が主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、確かな勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で様々な課題に対応しつつ、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進のための事業を実施する。	学習指導課		①高等学校においては、5月と11月の年2回、公立及び私立高等学校の進路指導主事を対象として、進路指導の現状と課題について研究協議を行い、教職員の進路指導に関する指導力の向上を図る ②中学校においては、県内5か所で行うキャリア教育・進路指導研究協議会等を通して、キャリア教育の推進を図る	180					
44	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	高校生インターンシップ	高校生が就業体験(インターンシップ)を通じて、勤労や職業への関心を高めるとともに学習意欲、マナーやコミュニケーション能力などの社会人として必要な資質の向上を図れるように、インターンシップの推進に努める。	学習指導課		①高校生が望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育成するため、企業や官公庁の現場などで、在学中の学習内容や進路希望などに関した実習場所でインターンシップを実施する(1人当たりの学習期間予定 3日間程度)	960					
45	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(1)		キャリア教育の推進	地域連携アクティブスクールの設置	地域との協同により、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、生徒の能力を引き出し、コミュニケーション能力や倫理観等を身に付け、地域とともに生きる自立した社会人の育成を目指す『地域連携アクティブスクール』の更なる充実を図る。	教育政策課		①地域連携アクティブスクール連絡会議を開催 ②キャリア教育支援コーディネーターの配置 ③スクールソーシャルワーカーの配置	10,508					
46	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(2)		若者の就労支援	ジョブカフェちば事業	若者の正社員就職・雇用ミスマッチ解消のため、専門カウンセラーによる個別相談・各種セミナーや、企業との交流イベント、併設のふなばし新卒応援ハローワークによる職業紹介サービスなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供する。	雇用労働課	○	①相談から職業紹介までの総合的な就労支援サービスを実施 ②施設の認知度向上と利用意欲の喚起のため、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の活用、教育機関へのカウンセラー派遣、教育機関と連携した合同企業説明会の開催による利用者の掘り起こしに取り組む	136,697					
47	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(2)	★	若者の就労支援	職業訓練校管理費	高等技術専門学校において、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。	産業人材課		①主に高等技術専門学校において職業訓練を実施(定員486名)	393,709					
48	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(3)		農業・水産業の理解促進	ちば新農業人サポート事業	新規就農希望者に対し、ワンストップでの相談窓口を設置して円滑な就農を支援するとともに、研修会や交流会を通じて、農業技術・知識の取得や、地域の農家・新規就農者同士の交流を促し、地域農業の担い手としての定着・育成を図る。	担い手支援課		①新規就農相談センター設置運営 ・就農相談会の開催(4回)等 ②農家後継ぎ等就農促進 ③いきいき帰農者研修実施 ④新規参入者定着支援	15,780					
49	I	2	④	職業能力の習得/就労支援の充実	(3)		農業・水産業の理解促進	青少年水産教室	小・中・高校生対象に、水産業に関する知識や体験を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が実施する水産教室等に講師(漁業士)を派遣し、開催を支援する。	水産課	○	①水産教室等への講師派遣を県内4地域で実施 ②教材パンフレット作成(1,000部)	476					

事業番号	施策番号			新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度	
										実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
50	I	2	④			水産業インターンシップ	漁業者、教育機関、県の連携のもと、高校生を対象とした体験漁業を実施する。	水産課	○	①高校生を対象とした体験漁業を県内4地域で実施(計6回/受講者15名)	481				
51-1	II	3	⑤			子ども・若者育成支援推進事業(協議会)※	ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者に、迅速かつ適切な支援を提供できる体制を整備するため、「千葉県子ども・若者協議会」において関係機関の情報共有・施策検討等を行う。	県民生活・文化課	○	①千葉県子ども・若者支援協議会の開催 ・代表者会議(1回)、担当者会議(3回) ・「セレクトシステム(困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック)」改訂版の作成 ②人材育成研修会の実施(1~2回)	275				
51-2	II	3	⑤			子ども・若者育成支援推進事業(相談センター)※	ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者(概ね39歳まで)やその家族が、まず最初に相談できる窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を運営する。	県民生活・文化課	○	①千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営 ・総相談件数(900件) うち面接相談(200件) ・関係機関との連携会議・保護者向け勉強会の実施(各年6回) ・若者を対象とした支援プログラムの実施 ②相談センターを周知するためのリーフレット、ポスターを作成・配付 ・リーフレット(20,000部) ・ポスター(2,000部) ③県内支援機関ガイドの作成(20,000部)	16,015				
52	II	3	⑤		★	中核地域生活支援センター事業	24時間365日体制で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13箇所に設置、運営する。また、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施する。	健康福祉指導課	○	①中核地域生活支援センターを県内13カ所に設置して相談支援を行う	258,900				
	II	3	⑤			子ども・若者育成支援推進事業(協議会)	ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者に、迅速かつ適切な支援を提供できる体制を整備するため、「千葉県子ども・若者協議会」において関係機関の情報共有・施策検討等を行う。	県民生活・文化課	○	①千葉県子ども・若者支援協議会の開催 ・代表者会議(1回)、担当者会議(3回) ・「セレクトシステム(困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック)」改訂版の作成 ②人材育成研修会の実施(1~2回)	275				
	II	3	⑤			子ども・若者育成支援推進事業(協議会)	ニート・ひきこもり・不登校等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもや若者に、迅速かつ適切な支援を提供できる体制を整備するため、「千葉県子ども・若者協議会」において関係機関の情報共有・施策検討等を行う。	県民生活・文化課	○	①千葉県子ども・若者支援協議会の開催 ・代表者会議(1回)、担当者会議(3回) ・「セレクトシステム(困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック)」改訂版の作成 ②人材育成研修会の実施(1~2回)	275				
	II	3	⑤		(*)	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業	各市、町村においては県が委託(設置)する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。	健康福祉指導課	○	①中核地域生活支援センターのうち町村部を所管する6圏域に支援員を配置	42,800				
	II	3	⑤			ひきこもり地域支援センター事業	原則18歳以上のひきこもり本人や家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センターを運営する。また、地域での支援体制を推進するため、関係機関との連携会議やひきこもりに関する研修会を実施する。	障害者福祉推進課	○	①千葉県ひきこもり地域支援センターの運営 ・本人、家族等からの電話相談に対応 ・希望により、面接・訪問支援(アウトリーチ)を実施 ②関係機関との連携会議(1回)、ひきこもりに関する研修会等の実施(1回)	6,713				
53	II	3	⑥			訪問相談担当教員の配置	不登校等児童生徒の支援の充実を図るために、不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等対策拠点校に配置する。訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。	児童生徒課(教職員課)		①県内の地区不登校等対策拠点校に訪問相談担当教員を配置(12校12人) ②訪問相談担当教員の研修会を実施予定(6回)	-				
54	II	3	⑥			生徒指導専任指導主事の配置	幼・小・中・高・特別支援学校の児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行う。	児童生徒課(教職員課)		①県内の教育事務所に生徒指導専任指導主事を配置予定(13人) ・一定期間特定の学校に対して生徒指導に関する指導・助言を行う	-				

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度			
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画		当初予算 (千円)
55	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(1)		不登校への対応	不登校対策推進校の指定※	学校内に不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動等とおして不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、児童生徒支援(不登校)加配教員1名を推進校に配置する。	児童生徒課(教職員課)	○	①県内125校を不登校対策推進校に指定 ②児童生徒支援(不登校)加配教員を配置、校内不登校支援教室を設置し、不登校生徒、不登校傾向の児童生徒の復帰に向け、指導・援助する	-					
56	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(1)		不登校への対応	教育相談事業の充実※	教育に関する諸問題について、子ども・保護者・教職員に対し、電話や面接によるカウンセリング等の支援・援助を行う。	子どもと親のサポートセンター	○	①学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒・保護者・教職員等に対し、相談活動を通して支援・援助を行う	43,644					
57	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(2)	★	いじめ防止対策	いじめ防止対策等推進事業※	いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策推進条例の成立を受けて策定した千葉県いじめ防止基本方針を基に、いじめに関する教員研修や啓発資料の作成、教育相談を実施する。また、いじめ、不登校、暴力行為などの諸課題の早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉等の関係機関との連携を図る。	児童生徒課	○	①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校や事務所等への配置 ②千葉県いじめ対策調査会やいじめ問題対策連絡協議会の開催 ③いじめ防止対策等に関する啓発資料の作成 ④県立学校に生徒指導アドバイザー配置(8校) ⑤不登校対策支援チームの派遣 ⑥教育相談事業や24時間子供SOSダイヤル電話相談の実施 ⑦いじめに関する研修の実施 ⑧スクールアドバイザー派遣事業の実施	764,358 (1/3国庫等)					
58	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(3)	★	中途退学の未然防止と高校中退者への支援	千葉県公立高等学校学び直し支援事業※	高等学校等を中途退学した後、再び公立学校に入学した生徒に対し、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、学び直し支援金を支給する。	財務課	○	①支援見込人数(約116人)	2,610 国10/10					
59	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(3)	★	中途退学の未然防止と高校中退者への支援	学び直し支援事業※	高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も継続して授業料の支援を行う。	学事課	○	①補助対象人数見込(63人)	8561 国10/10					
	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(3)		中途退学の未然防止と高校中退者への支援	ちば地域若者サポートステーション事業	若年無業者のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの若年無業者を対象として、職業的自立に向けた支援を行う。	雇用労働課	○	①若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施	7,605					
60	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(4)		ひきこもりへの対応	ひきこもり地域支援センター事業※	原則18歳以上のひきこもり本人や家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センターを運営する。また、地域での支援体制を推進するため、関係機関との連携会議やひきこもりに関する研修会を実施する。	障害者福祉推進課	○	①千葉県ひきこもり地域支援センターの運営・本人、家族等からの電話相談に対応・希望により、面接・訪問支援(アウトリーチ)を実施 ②関係機関との連携会議(1回)、ひきこもりに関する研修会等の実施(1回)	6,713					
61	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(5)		ニートへの対応	ちば地域若者サポートステーション事業※	若年無業者のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの若年無業者を対象として、職業的自立に向けた支援を行う。	雇用労働課	○	①若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施	7,605					
62	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)		障害のある子どもへの支援	障害者条例、障害者差別解消法関連事業	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みを幅広い県民運動へ展開させる。	障害者福祉推進課	○	①地域相談員の委嘱 ②障害のある人の相談に関する調整委員会の開催(3回) ③推進会議の開催(全体会議1回) ④広報・啓発 ⑤差別事案解決のための調整活動	62,106					
63	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)		障害のある子どもへの支援	特別支援アドバイザー事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。	特別支援教育課	○	①県内教育事務所に21名の特別支援アドバイザーを配置する	61,681					
64	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)		障害のある子どもへの支援	千葉県教育支援委員会	各市町村教育委員会等の決定を受けて、障害のある児童生徒の就学先となる特別支援学校の指定を行う。千葉県教育支援委員会が市町村に対して指導・助言する機能を持たせ、就学後も教育的ニーズに柔軟に対応しながら児童生徒のフォローアップを行うとともに、継続した支援を行う。	特別支援教育課	○	①千葉県教育支援委員会を全5回実施し、就学先の指定に関する審議を行うと共に就学後の児童生徒のフォローアップの充実を図る	902					

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度								
																	実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
65	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)		障害のある子どもへの支援	高等学校特別支援教育支援員配置事業	県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために、特別支援教育支援員を配置する。	特別支援教育課	○	①県立高等学校12校に特別支援教育支援員を12名配置	19,659										
66	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)	★	障害のある子どもへの支援	社会福祉施設等施設整備費補助金(障害保健福祉)事業	社会福祉法人等が実施する社会福祉施設等の整備(創設・大規模修繕等)に要する経費を助成する。	障害福祉事業課		①日中活動系、通所系活動事業所の創設 ②グループホームの創設 ③障害福祉サービス事業所等の大規模修繕等	378,125										
67	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)	★	障害のある子どもへの支援	障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所等の職員の療育技術の指導等を行う。	障害福祉事業課	○	①訪問療育相談支援 ②訪問療育支援 ③外来療育相談支援 ④外来療育支援(個別・集団) ⑤施設支援指導	99,000										
68	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(6)	★	障害のある子どもへの支援	千葉県発達障害者支援センター運営事業	発達障害児(者)又は、その疑いのある者等に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者支援センターを設置する。	障害福祉事業課		①発達障害児(者)に対する発達支援、相談支援、就労支援 ②関係機関に対する研修、助言、連携、普及啓発等	48,000										
69	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(7)		外国人の子どもへの支援	外国人児童生徒等教育に関する連絡協議会	外国人の子どもが、就労や就学において支障を来すことがないように、不就学解消への取組や、適応指導・日本語指導など学習しやすい環境づくりを図るとともに、相談体制の充実を推進する。	学習指導課		①帰国・外国人児童生徒の日本語指導に関わる教員の指導力向上を図る ②帰国・外国人生徒の受け入れ態勢の充実	49										
70	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(8)	★	性同一性障害等への理解促進	人権啓発活動推進事業	性同一性障害等をテーマとした講演会の実施や研修会への講師派遣、啓発冊子の配布等を行うとともに、当事者からの差別や嫌がらせ等に関する相談について、専門の相談窓口の周知を図る。	健康福祉政策課		①人権啓発指導者養成講座の実施 ・テーマ：性的指向・性同一性障害(1回) ②人権ユニバーサル事業の実施 ・テーマ：性的少数者(1回) ③ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業(人権全般 50回)	5,322										
	II	3	⑥	様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実	(8)		性同一性障害等への理解促進	○人権教育推進事業	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。	児童生徒課		①学校人権教育研究協議会の開催 ・全体協議会(1回) ・地区別協議会(5地区6カ所) ・高等学校協議会(1回) ・推進校協議会(5回) ・担当指導主事協議会(6回) ②学校人権教育指導資料の作成(45,000部) ③千葉県教育委員会研究指定校として県立成東高等学校を指定 ④人権教育研究推進事業(文部科学省)人権教育研究指定校として大網白里市立増穂中学校を指定 ⑤上記取組の中で、人権教育推進の一環として性同一性障害等について教職員等への理解促進を図る	3,198										
71	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(1)		学習支援・就学支援の充実	私立高等学校等授業料減免事業 私立高等学校入学金軽減事業	経済的な理由から授業料等の納付が困難な状況にある保護者の負担を軽減し、生徒の修学促進を図るため、県内の私立高等学校等が行う授業料減免、入学金軽減事業に対して補助する。	学事課	○	①補助対象人数見込 ・授業料減免(14,406人) ・入学金軽減(1,850人)	減免 838,000 (一部国庫 72) 軽減 88,000										
72	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(1)		学習支援・就学支援の充実	生活福祉資金貸付事業(教育支援資金)	低所得世帯の子どもが、経済的な理由により教育の機会を失うことのないよう、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費の貸付け(無利子)を行う。	健康福祉指導課		①生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を行うために必要な経費について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付 ・貸付事務(通年) ・貸付審査会(年間12回)	62,351										
73	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(1)		学習支援・就学支援の充実	千葉県奨学金貸付事業	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学資の貸付けを行う。	財務課	○	①貸付見込人数(約1,450人) 予算限度人数(約2,265人)	723,790										
74	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(1)	★	学習支援・就学支援の充実	公立高等学校等奨学のための給付金事業	公立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒等の保護者教育費負担を軽減し、生徒等の修学を支援するため、奨学のための給付金を給付する。	財務課		①給付見込人数(12,159人)	1,077,085 県1/3 国2/3										
75	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(1)	★	学習支援・就学支援の充実	生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業※	生活に困窮する世帯の児童生徒を対象として、県及び各市において学習支援や居場所の提供を実施する。	健康福祉指導課		①17町村を対象に週1回程度、公民館等を会場として提供	25,000										

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度		
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
76	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(2)		子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病にかかる医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	①中学校3年生までの入院医療費及び小学校3年生までの通院医療費について助成する	6,700,000					
77	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(2)	★	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業※	各市、町村においては県が委託(設置)する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。	健康福祉指導課		①中核地域生活支援センターのうち町村部を所管する6圏域に支援員を配置	42,800					
	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(2)		○ 放課後子供教室推進事業	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全に配慮しながら地域住民の参画を得て、交流活動等に取り組むなど、心豊かで健やかな子供の育成を目指す。	生涯学習課		①31市町241教室で放課後子供教室実施予定 ②推進委員会の開催(3回) ③放課後子ども総合プラン指導スタッフ等研修会開催(1回) ④地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座の開催	120,156					
	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(2)		○ ちば地域若者サポートステーション事業	若年無業者のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの若年無業者を対象にして、職業的自立に向けた支援を行う。	雇用労働課	○	①若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施	7,605					
78	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(3)	★	生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業	保護者の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図る。	健康福祉指導課		①生活保護受給者対象の就労支援セミナーの開催、就労支援員による就労支援	7,893					
79	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(3)	★	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等に対して、就労支援を柱とした総合的な自立支援サービスを提供するために、就業相談などの様々な事業を行う。	児童家庭課		①就業相談 ②就業支援講習会開催 ③養育費に関する相談 ④面会交流支援	12,638					
80	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(3)	★	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父等の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父等に対し給付金を支給する。	児童家庭課		①自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を対象となる母子家庭等に支給する	20,917					
81	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(3)		千葉県ジョブサポートセンター事業	求職者(主に中高年や子育て中の女性)の再就職の促進及び就職後の定着支援を図るため、就業に係る一貫した支援を行う。	雇用労働課	○	①女性向け再就職支援セミナー開催 ②女性求職者と企業の交流会開催 ③女性の職場見学会開催	35,258					
82	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(3)	★	輝く女性応援事業	特に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。	雇用労働課	○	①正社員として再就職した女性社員等を講演者として招いたフォーラム開催 ②再就職支援プログラム(座学研修、女性求職者と企業の交流会、職場実習等)の開催	14,000					
83	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(4)		ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行う当該助成事業に対して助成する。	児童家庭課	○	①政令市である千葉市を除く県内市町村が実施するひとり親家庭等医療費等助成事業に対し、事業費を補助する	326,000					
84	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(4)	★	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、修学資金等の貸付けを行う。	児童家庭課		①母子家庭、父子家庭、寡婦等を対象に修学資金など、12種類の資金の貸付けを行う	191,640					
85	II	3	⑦	子どもの貧困対策の推進	(4)	★	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立の促進に寄与するため手当を支給する。	児童家庭課		①原則として、18歳未満の児童を監護するひとり親家庭の父、母又は養育者に対し、手当を支給 県は、町村分を実施	687,000					
86	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)		社会を明るくする運動補助金	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に対して助成する。	健康福祉指導課	○	①駅頭広報活動 ②作文コンテスト ③感謝状贈呈	40					
87	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)		青少年非行防止対策事業	関係機関、団体、地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深め、非行防止の諸施策及び活動を連携して実施するため、非行防止に関する啓発等を実施する。	県民生活・文化課	○	①非行防止リーフレットの作成・配布 ・新中学生の保護者向け(66,000部) ・新高校生向け(60,000部)	1,288					
88	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)		青少年補導センター事業※	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。	県民生活・文化課	○	①活動費補助金の交付 ②社会環境整備活動事業補助金の交付 ③青少年補導員大会の開催等	4,753					
89	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)		学校警察連絡制度	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降)	警)少年課		①学校警察連絡制度の、より一層の情報交換、情報共有を図るべく活性化を図っていく	-					

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度			
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画		当初予算 (千円)
90	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)	非行・犯罪防止活動の推進	スクール・サポーター制度	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の少年を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保を目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいてスクール・サポーター(嘱託職員)を派遣し、学校職員に対する生徒指導や健全育成に係る指導・助言、対象生徒等に対する指導・助言、学校等が実施する学校内外のバトル活動への支援などを行っている。(平成16年以降)	警)少年課		①学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣 ②中学校を中心とした学校訪問を通じ、教職員への指導・助言を行う	-						
91	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)	非行・犯罪防止活動の推進	少年サポート活動※	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。	警)少年課	○	①少年センターを中心として非行防止・薬物乱用防止教室を開催 ②街頭補導活動の実施	366						
92	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)	非行・犯罪防止活動の推進	少年補導員活動	少年警察ボランティアを委嘱し、街頭補導活動、有害環境浄化活動を行っている。また、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、農業体験活動による少年の居場所づくりを図る中で、少年に対して社会との協調性、コミュニケーション能力の醸成を図っている。	警)少年課	○	①街頭補導活動 ②有害環境浄化活動 ③各種体験活動を通じた立ち直り支援活動	4,709						
93	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)	非行・犯罪防止活動の推進	タッチャング活動	少年非行防止対策として、柔道・剣道を通じて警察職員と少年がふれあい、信頼関係や規範意識、自制心を育てている。	警)少年課	○	①第34回タッチャング千葉県少年柔道・剣道大会開催	346						
94	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(1)	非行・犯罪防止活動の推進	自転車盗難対策推進モデル校事業	各警察署管内の学校を自転車盗難対策推進モデル校として指定し、学校・教育機関と連携した自転車盗難対策を推進し、学生・生徒の規範意識の向上を図る。	警)生活安全総務課		①自転車盗難抑止に係る研究事業の実施 ②自転車通学者に対する二重ロックの義務化 ③啓発ポスター・チラシ及び啓発標語の作成 ④各種防犯キャンペーン活動への参加 ⑤自転車盗難多発駐輪場の環境改善の実施	-						
95	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(2)	立ち直り支援	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行っている。(平成23年以降)	警)少年課	○	①個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、少年警察ボランティア等と連携した社会奉仕、農業体験活動等を行う	4,709						
96	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(3)	薬物乱用防止(危険ドラッグを含む)	薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や健康福祉センター職員を中心に薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止を啓発する。また、リーフレットを作成し、市町村を経由して、自治会で各家庭に回覧することにより、薬物乱用防止を啓発する。さらに、若年層において大麻に関わる事件・事故の検挙者が増加していることから、青少年を中心とした啓発を行う。	薬務課	○	①薬物乱用防止街頭啓発活動(120回) ②薬物乱用防止教室の開催(90回) ③指導員の研修会の開催(20回) ④ポスター・リーフレットの印刷 ⑤駅貼ポスター等による広報啓発	5,609						
97	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(3)	薬物乱用防止(危険ドラッグを含む)	薬物相談窓口事業	健康福祉センターに設置している薬物相談窓口において薬物に関する相談等に応ずることにより、薬物乱用防止を啓発する。	薬務課	○	①相談の実施(延べ相談件数600件)	91						
98	II	4	⑧	非行・犯罪防止と立ち直り支援	(3)	薬物乱用防止(危険ドラッグを含む)	薬物乱用防止教室推進事業	学校における薬物乱用防止教室の推進を図るための事業を実施する。	学校安全保健課		①教職員を対象とした薬物乱用防止教育研修会を開催	138						
99	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(1)	児童虐待防止対策	いのちを大切に作るキャンペーン	児童生徒の主体的活動や保護者・地域住民との連携による取組みを通して、児童生徒の生きる力や自分と他者とのいのちを大切にすることを強く促すとともに、「いじめや暴力行為等人身権侵害は許されない行為である。」という意識を高める。	児童生徒課		①千葉県いじめ防止対策推進条例に規定した「いじめ防止啓発強化月間」の取組として各学校でいじめ防止のキャンペーンなどを実施する ②県内の千葉市を除く全公立小・中・高等学校・特別支援学校に対する実施促進 ③実施報告を収集、分析	-						
100	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(1)	児童虐待防止対策	市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業※	各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。	児童家庭課		①各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、引き続き専門的人材の確保が困難な市町村にアドバイザーを派遣	645						

事業 番号	施策番号				新規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度		
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
101	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(1)	児童虐待防止対策	児童虐待の未然防止・早期発見に向け、県民に広報啓発を行う。	児童家庭課		①オレンジリボンキャンペーン実施 ②児童虐待防止対策強化の広報啓発を行う	10,000						
102	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(2)	少年の福祉を害する犯罪への対策	インターネット上にまん延している児童ポルノを始め、少年の福祉を害する犯罪(福祉犯罪)への取締りを行う。	警)少年課	○	①児童ポルノを始めとする福祉犯罪の取締りを強化推進する	94						
103	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(3)	犯罪被害に遭った子どもへの対応	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員による被害児童へのカウンセリングを行っている。	警)少年課	○	①少年補導専門員等の専門的知識技能の維持、向上を図る ②少年の個々の状況に応じたカウンセリング等を行う	316						
104	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(4)	相談体制の充実	いじめ問題等に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるようにする。	子どもと親のサポートセンター	○	①学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒・保護者・教職員等に対し、いつでも電話相談活動を通して支援・援助を行う	18,023						
105	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(4)	相談体制の充実	児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所において、児童虐待に関する電話相談を24時間365日受け付ける。	児童家庭課		①中央児童相談所において、電話相談を受け付ける	17,678						
106	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(5)	自殺防止対策	教育庁及び関係団体と連携を図りながら、子どもや若者の自殺防止対策を推進する。	健康づくり支援課		①若年層を対象に、メール配信による自殺予防啓発を実施 ②市町村等が実施する若年層向けの自殺対策事業に補助をする	17,475						
107	II	4	⑨	虐待・犯罪等の被害防止	(5)	自殺防止対策	心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を推進する。	子どもと親のサポートセンター	○	①管理職を対象に児童生徒の自殺予防対策研修会を実施	661						
108	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(1)	青少年相談員活動の充実	地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、青少年健全育成活動、非行防止、安全防止活動等多岐にわたる活動を行っている青少年相談員の活動の充実及び資質や意欲の向上を図る。	県民生活・文化課	○	①活動費補助金の交付 ②県連絡協議会(3回)及び地区連絡協議会の開催 ③研修会の開催 ・課題研修会(10地域振興事務所及び県民生活・文化課・各1回) ・全体研修会(1回) ④地区及び市町村担当者会議の開催(各1回)	25,833						
109	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(2)	青少年育成関係団体等との連携	千葉県教育委員会補助金等交付規則及び社会教育関係団体事業補助金交付要綱に基づき、県社会教育委員会議の答申をうけて社会教育関係団体に補助金を交付する。このことにより、社会教育関係団体の活動推進を図る。	生涯学習課	○	①千葉県教育委員会補助金等交付規則及び社会教育関係団体事業補助金交付要綱に基づき、県社会教育委員会議の答申を受けて、社会教育関係団体に補助金を交付、社会教育関係団体の活動推進を図る	562						
110	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(2)	★	「(仮称)千葉県青少年健全育成県民会議」の設置	県民生活・文化課	○	①新たな組織となる県民会議の設置 ②県民会議(年1～2回)の開催	90						
111	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(2)	★	県民会議推進大会	県民生活・文化課	○	①推進大会(年1回)の開催 ・県内先進地域の事例発表 ・中学生の主張県大会最優秀者の発表 ・講演会等	320						
112	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(2)	★	「市町村民会議」活動推進事業	県民生活・文化課	○	①代表者会議の開催(年1回) ・現状や課題について意見交換、情報共有	100						
113	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(3)	★	青少年指導者育成事業※	県民生活・文化課	○	①千葉県青少年団体連絡協議会に委託 ②市町村等からの要望をとりまとめ、年間30回程度派遣	920						
114	III	5	⑩	多様な主体による取組の推進と連携	(4)		学校と市民活動団体との連携促進事業	県民生活・文化課	○	①県総合教育センターにおける市民活動団体講座の開催	73						

事業 番号	施策番号				新規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度	
											実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)
115	III	5	⑩	多様な主体 による取組 の推進と連 携	(4)	市民活動団 体等との連 携・協働	ちばコラボ大賞の実施	市民活動団体が地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政機関等と連携して、それぞれの特性を活かしながら地域社会の課題解決に取り組んでいる事例の中から、他のモデルとなるような優れた事例に取り組んでいる団体を表彰し、広く県民に周知することにより、連携による地域づくりの促進を図る。	県民生 活・文化 課	○	①「ちば県民活動PR月間」 (11月23日～12月23日)の期間中に表彰式を 開催 ・表彰事例に取り組んでいる団体に対して 知事から賞状の贈呈 ・表彰事例を紹介するリーフレットの作成 や、各種広報媒体への掲載を通じて、広く 県民に周知する ・表彰事例数(3事例以内)	387				
116	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(1)	家庭教育へ の支援	家庭教育支援事業	家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や学習習慣などを身に付ける上で大きな役割を果たすものである。このため、親の学習機会の拡大、悩みをもつ親の相談活動の充実、将来親となる子どもたちの子育てに関する学習機会の充実を図る。	生涯学習 課		①推進委員会の開催(4回) ②家庭教育支援研究協議会の開催 ③企業での家庭教育講座の開催(5回) ④家庭教育相談担当者協議会(地区ごとに 各1回、計5回) ⑤相談員等対象研修講座の開催(講座Ⅰ・講座 Ⅱ各4回、計8回) ⑥リーフレット(幼児版、小学生版、小学4年 生版、中学生版)の作成・配布 ⑦ウェブサイト「親力アップいきいき子育て 広場」による情報発信 ⑧「学校から発信する家庭教育支援プログラ ム」の活用促進 ⑨親の学びプログラムの活用促進 ⑩子供の生活習慣改善研修会の開催 ⑪企業と連携した子供支援事業の推進	2,009				
117	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(1)	家庭教育へ の支援	★ 家庭教育支援チーム設置 推進事業	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、孤立する親を支援するため、地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育支援に関する相談、親の交流の場の提供、親に対する地域情報の提供や学習機会の提供等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。	生涯学習 課		①市町村が実施する家庭教育支援チーム設置 事業に補助をする ・対象市町村数(6市町村)	3,000				
118	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(1)	家庭教育へ の支援	家庭における暴力防止啓 発パンフレット作成事業	家庭内で起こるDVを子どもが目撃することは児童虐待にあたり、その後の子どもの人格形成や成長過程に深刻な影響を与えることから、家庭における暴力防止に向け、保護者用DV防止啓発パンフレットを作成する。	男女共同 参画課	○	①家庭に向けた啓発用パンフレットの作成、 就学時健診及び1歳半健診の際にその保護者 へ配布	778				
119	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(2)	地域ともに 歩む学校づ くり	学校を核とした県内1000 か所ミニ集会※	地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う。	生涯学習 課	○	①実施の手引きやリーフレットの作成・配布 ②ホームページで各学校の取組について紹介 ③教育委員、教育庁職員によるミニ集会参観の 実施 ④地域の人が関わっている運営のノウハウや メリットを校長会議等で周知	100				
120	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(2)	地域ともに 歩む学校づ くり	地域とともに歩む学校づ くり推進支援事業 (1)地域学校協働活動の 推進 (2)地域未来塾の推進	教育を核とした地域コミュニティの構築を図るため、授業補助や校内の環境整備、登下校の見守り等の地域が連携・協働して行う活動や学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援など、地域学校協働活動を推進する。	生涯学習 課		①地域学校協働本部を16市町161本部 (小学校166校、中学校65校、特別支援学校 1校、義務教育学校2校)で、地域学校協働 活動を実施予定 ②地域未来塾7市町26か所実施予定 ③推進委員会の開催(3回) ④地域学校協働活動推進員(地域コーディネ ーター)研修会の開催 ④広報紙(電子媒体)の作成・配布(4回)	54,240				
121	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(2)	地域ともに 歩む学校づ くり	県立学校における「開かれ た学校づくり委員会」設置 事業	地域の住民や保護者などを委員とした「開かれた学校づくり委員会」を学校運営協議会設置校を除くすべての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。	生涯学習 課	○	①各校で「開かれた学校づくり委員会」を開催 (3～4回程度) ②「開かれた学校づくり研修会」の実施等	4,775				
122	III	5	⑪	家庭・学 校・地域の 連携	(2)	地域ともに 歩む学校づ くり	県立学校における「コミュ ニティ・スクール」設置事業	保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、よりよい教育の実現とともに、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指す。	生涯学習 課	○	①コミュニティ・スクール(多古・長狭・ 浦安・京葉・九十九里高校)における学校 運営協議会の開催(3～4回) ②地域との協働による学校及び地域の活性化を 目指した教育活動の実施	788				

事業 番号	施策番号				新規	再 掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県 単	平成30年度				平成31年度				
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)		
	III	5	⑩	家庭・学 校・地域の 連携	(2)		地域とともに 歩む学校づ くり		○	地域連携アクティブスク ールの設置	地域との協同により、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、生徒の能力を引き出し、コミュニケーション能力や倫理観等を身に付け、地域とともに生きる自立した社会人の育成を目指す『地域連携アクティブスクール』の更なる充実を図る。	教育政策 課		①地域連携アクティブスクール連絡会議を開催 ②キャリア教育支援コーディネーターの配置 ③スクールソーシャルワーカーの配置	10,508				
123	III	5	⑩	家庭・学 校・地域の 連携	(3)		子どもの 「居場所」 づくりの推 進			放課後子供教室推進事業	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全に配慮しながら地域住民の参画を得て、交流活動等に取り組むなど、心豊かで健やかな子供の育成を目指す。	生涯学習 課		①31市町241教室で放課後子供教室実施予定 ②推進委員会の開催(3回) ③放課後子ども総合プラン指導スタッフ等 研修会開催(1回) ④地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座の開催	120,156				
124	III	5	⑩	家庭・学 校・地域の 連携	(3)	★	子どもの 「居場所」 づくりの推 進			放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えるための放課後児童クラブに対し、費用の一部を補助する。	子育て支 援課		①54市町村1,357か所に対する補助を実施予定	2,092,300				
125	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(1)		子ども・若 者にとって 有害な環境 の浄化			青少年の社会環境づくり事業※	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書等の指定により、青少年に有害な環境の浄化に努める。	県民生 活・文化 課	○	①立入調査の実施 ②啓発物資の作成(うちわ12,000本) ③有害図書・有害玩具等の指定 (必要に応じて)	778				
126	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(2)		地域の防犯 力向上			自主防犯意識の醸成促進 事業	警察、市町村と連携を図り、特定の罪種や特定の被害者層に的を絞った、実効性のある効果的な広報啓発活動の実施により広く県民の防犯意識の高揚を図る。	くらし安 全推進課	○	①啓発物品等の作成 ・チラシ(25万部×2種類)、手さげ袋 (1万枚)、クリアファイル(8,000個)等	2,862				
127	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(2)		地域の防犯 力向上			防犯ボランティア活動促進 事業※	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活性化を図る。	くらし安 全推進課	○	①地域防犯力の向上に関する交流大会の開催 ②ヤング防犯ボランティアへのパトロール 資機材貸与	1,469				
128	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)		犯罪の起こ りにくい環 境づくり			防犯意識を高める広報啓 発事業	痴漢被害防止に向けたキャンペーン、小・中学校、高等学校における防犯講話等を通じて、防犯意識の高揚を図る。	警)生活 安全総務 課		①自治体・企業・学校等と協力連携した街頭 キャンペーン・防犯講話を実施して、被害対 象者に対する被害防止教育を推進するととも に、社会全体の犯罪抑止気運の醸成により 子どもを守る環境づくりに努める ・わんわんパトロールキャンペーン(4月) ・痴漢対策強化期間(6月) ・警察ふれあいフェスタ(8月) ・女性に対する暴力をなくす運動における キャンペーン(11月)	-				
129	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)		犯罪の起こ りにくい環 境づくり			地域の防犯力アップ補助 事業	地域の防犯力を向上させるには、自助・共助の取組を一層充実・加速する必要があることから、市町村が整備する防犯パトロール資機材の整備に対し助成する。	くらし安 全推進課	○	①ドライブレコーダー含むパトロール用資機材 整備費の補助 ・パトロール用資機材:26市町村 ・ドライブレコーダー:100台分	8,000				
130	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)		犯罪の起こ りにくい環 境づくり			安全で安心なまちづくり推 進事業	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民一人ひとりの防犯意識の向上と自主的な防犯活動に取組めるような推進体制の整備を図る。	くらし安 全推進課	○	①千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会 の開催 ②万引き防止対策部会の開催	232				
131	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)	★	犯罪の起こ りにくい環 境づくり			市町村防犯カメラ等設置事 業補助	街頭犯罪の防犯対策として、市町村又は自治会等が設置する防犯カメラ等の設置事業に対して補助を行う。	くらし安 全推進課	○	①防犯カメラ設置補助(430台)	70,000				
132-1	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)		犯罪の起こ りにくい環 境づくり			ちばっ子安全・安心推進事 業※	地域防犯研修会の開催。県警や防犯団体と連携し、地域安全マップをはじめとする最新の防犯知識と技術を伝達する。	学校安全 保健課	○	①地域防犯研修会を県内5か所で開催	160				
132-2	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(3)		犯罪の起こ りにくい環 境づくり			ちばっ子安全・安心推進事 業※	県警ホームページに掲載の「不審者情報マップ」を通じて不審情報を提供している。	警)生活 安全総務 課		①不審者情報の発信、収集 ②防犯講話・キャンペーン等を通じた、不審者 情報マップ・メール投稿機能の広報を実施し て防犯意識の醸成に努める	-				
133	III	6	⑫	子ども・若 者を守る環 境の整備	(4)	★	自転車の安 全利用の推 進			自転車交通安全教育推進 事業	自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施する。	くらし安 全推進課	○	①自転車の安全利用に関する教育用リーフ レットの作成・配布(県内全ての新小学 3年生、新中学1年生対象) ②スケアード・ストレイト自転車交通安全教室 を実施(14回)	5,659				

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度			
											実施計画(予定)		当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画		当初予算 (千円)
134	III	6	⑫	子ども・若者を守る環境の整備	(4)	自転車安全利用の推進	★	自転車安全利用推進事業	「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成29年4月1日に施行され、今後も自転車の安全利用を広報・啓発する必要があることから、各種キャンペーンの実施、高齢者向け自転車用ヘルメットの着用促進などを実施する。	くらし安全推進課	○	①自転車の安全利用に関する各種キャンペーンの実施 ・自転車マナーアップキャンペーン ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン ②高齢者向け自転車用ヘルメットの着用促進として、出前講座を実施(44回)	4,102					
135	III	6	⑫	子ども・若者を守る環境の整備	(4)	自転車安全利用の推進	★	スマート・サイクルちば	高校生を中心とした自転車マナーアップ隊による高校生への街頭指導やマナー向上対策を強力に推進し、自主的な法令遵守意識の醸成を図る。	警)交通総務課	○	①通学者に対するマナーアップ隊を推進する・生徒(自転車マナーアップ隊)を選出し、高校生の自転車利用者に対するマナーアップ対策のため、街頭活動及び啓発活動を毎月15日(自転車安全の日)に実施						
136	III	6	⑬	情報化社会への対応	(1)	スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進		青少年ネット被害防止対策事業※	青少年をインターネット上のトラブルや、いじめ、非行行為、犯罪被害等から守るため、青少年の利用頻度の高いサイトを監視し、関係機関へ情報を提供するとともに、インターネットの適正利用に関する啓発活動を行う。	県民生活・文化課	○	①ネットパトロールの実施(750校) ②各市町村等におけるネットパトロール実施への働きかけ(2市増) ③インターネットの適正利用に係る講演等の実施(53回) うち、小学校の児童及びその保護者を対象とした講演を積極的に実施(16回)	5,409					
	III	6	⑬	情報化社会への対応	(1)	スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進		○ フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を実施する。	警)少年課		①小・中・高等学校の保護者説明会等を通じて、広報啓発活動を実施	-					
137	III	6	⑬	情報化社会への対応	(2)	インターネット適正利用に向けた広報啓発		○ フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を実施する。	警)少年課		①小・中・高等学校の保護者説明会等を通じて、広報啓発活動を実施	-					
138	III	6	⑬	情報化社会への対応	(2)	インターネット適正利用に向けた広報啓発		○ サイバー犯罪対策の推進※	児童生徒、保護者、学校関係者に対するインターネットの適正利用に関する講演(ネット安全教室)を行う。インターネットの適正利用に向けたリーフレットを作成し、普及啓発を図る。	警)サイバー犯罪対策課	○	①児童生徒、保護者、学校関係者を対象としたネット安全教室の実施 ②各種イベントを通じた広報啓発	234					
	III	6	⑬	情報化社会への対応	(2)	インターネット適正利用に向けた広報啓発		○ 消費者教育啓発事業	若者等の消費者被害防止のため、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力などを身に付ける消費者自立支援講座を実施する。また、高校生等若者向けの消費者教育テキストを作成・配布するとともに、教員に対して、若者の消費生活相談状況や消費者教育の必要性などを学ぶ研修会等を実施する。	くらし安全推進課		①消費者自立支援講座の開催(20講座) ②高校生等若者向けの消費者教育テキストの作成・配布 ③教員向け研修会の開催 ④消費者フォーラムの開催(1回)	7,575 (一部国庫等)					
139	III	6	⑬	情報化社会への対応	(3)	情報教育の推進	★	情報教育の充実※	子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力(情報リテラシー)や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度(情報モラル)を身に付けるための取組を進める。	学習指導課		①情報ネットワーク事業として、県立学校すべての教室からインターネットを安全かつ快適に利用できる環境を整備、教育に関するコンテンツを提供し、情報教育を推進する ②情報処理技術者派遣事業として、外部講師を県立高等学校に派遣し、セキュリティー及びシステムの運用管理についての研修を行う	351,169					
140	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進		「働き方改革」推進事業(ワーク・ライフ・バランスセミナー)	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革について普及啓発を図るため、一般県民や企業の人事担当者等を対象にしたセミナーを開催する。	雇用労働課		①有識者による講演や企業の事例発表等を盛り込んだセミナーを開催(1回)	160					
141	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進		「働き方改革」推進事業(働き方改革アドバイザーの派遣)	働き方改革への取組を希望する県内企業に対して、働き方改革アドバイザーを派遣し、業務改善等のアドバイスをを行う。併せて、企業等を対象としたセミナー等を開催する。	雇用労働課		①働き方改革アドバイザーを派遣(年間20社) ②働き方の見直しに関心のある企業等を対象としたセミナー等を開催(セミナー2回、シンポジウム1回、地域相談会3回)	16,640					
142	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進	★	「社員いきいき!元氣な会社」宣言企業の募集・公表	仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む会社を、「社員いきいき!元氣な会社」宣言企業として登録し、社名や取組を千葉県ホームページで公表する。	雇用労働課		①仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む会社を、「社員いきいき!元氣な会社」宣言企業として登録し、社名や取組を千葉県ホームページで公表する	200					

事業番号	施策番号				新規	再掲	事業名 (※重点事業候補)	概要	担当課	県単	平成30年度				平成31年度		
											実施計画(予定)	当初予算 (千円)	実施結果	決算額 (千円)	実施計画	当初予算 (千円)	
143	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(2)		女性の活躍推進	千葉県男女共同参画推進事業所表彰	労働場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。	男女共同参画課	○	①チラシ及びチラシデータを関係機関、団体等へ送付 ②公募により募集(6月～8月) ③選考委員会による選考 ④県において表彰 ⑤連携会議産業部会において取組紹介 ⑥県ホームページに掲載	47				
	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(2)		女性の活躍推進	○ 千葉県ジョブサポートセンター事業	求職者(主に中高年や子育て中の女性)の再就職の促進及び就職後の定着支援を図るため、就業に係る一貫した支援を行う。	雇用労働課	○	①女性向け再就職支援セミナー開催 ②女性求職者と企業の交流会開催 ③女性の職場見学会開催	35,258				
	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(2)		女性の活躍推進	○ 輝く女性応援事業	特に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。	雇用労働課	○	①正社員として再就職した女性社員等を講演者として招いたフォーラム開催 ②再就職支援プログラム(座学研修、女性求職者と企業の交流会、職場実習等)の開催	14,000				
144	III	6	⑭	子どもを育てる環境の整備	(3)		企業参画型子育て支援の推進	子育て応援!チーパス事業※	県全体で子育て家庭を応援するため、企業等の協賛により子育て家庭が各種割引等のサービスを受けられる子育て家庭優待カード事業(子育て応援!チーパス事業)を実施する。	子育て支援課	○	①対象世帯へカード配付 ②新規協賛店等へステッカー、ポスター、のぼり等の配付(2,000枚予定) ③協賛店獲得業務を外部委託で実施 ④カード更新に係る広報(広告、啓発物資作成、イベント)を外部委託で実施	23,000				